

分別回収を始めます

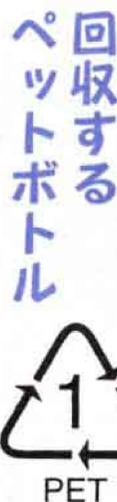
軽くて割れない、衛生的などの理由で急速に需要を伸ばしてきたペットボトル。日常よく使っているながら、あまりリサイクルを考えなくなってしまった衣類などの繊維類。市では、これまでさまざまな角度から回収方法を検討してきました。その結果、ペットボトルと繊維類も資源として利用するための回収を始めます。皆様のご協力をお願いします。

ペットボトルの回収（七月一日から）

ペットボトルのリサイクル

市ではこれまで、ペットボトルを燃えるごみと一緒にまぜ、燃焼促進剤として利用してきました。そして、ごみを燃やしたときに発生するエネルギーで蒸気をつくり、その熱を施設の冷暖房や給湯、温水プールなどに供給してきました。また蒸気タービンで電力に転換し、施設で利用したり、残りの電力を電力会社に売却し収入を得たりして効果を上げてきました。

しかし近年、ごみを「処理することから「資源として利用する」ことが注目されるようになってきました。さらに、年々ふえ続けるごみの減量化対策や地球温暖化の防止などを総合的に検討した結果、市ではペットボトルを原料として利用していくことになりました。



ペットボトルのラベルや底には、右のようなマークがついています。このマークの数字には意味があり、素材の種類によって番号が1〜7に分かれています。そのうち1のペットボトルだけ回収します。品物別に

分類すると、飲料用、酒類用、しょうゆ用の容器です。

●回収できないもの

マークの数字が2〜7のペットボトルは回収できません。品物別に分類すると、しょうゆ以外の調味料用（ソースなど）の容器、食用油の容器、非食品用（洗剤、シャンプー、化粧品、医療品など）の容器です。これらは従来どおり、可燃ごみと一緒に集積所に出してください。

回収方法

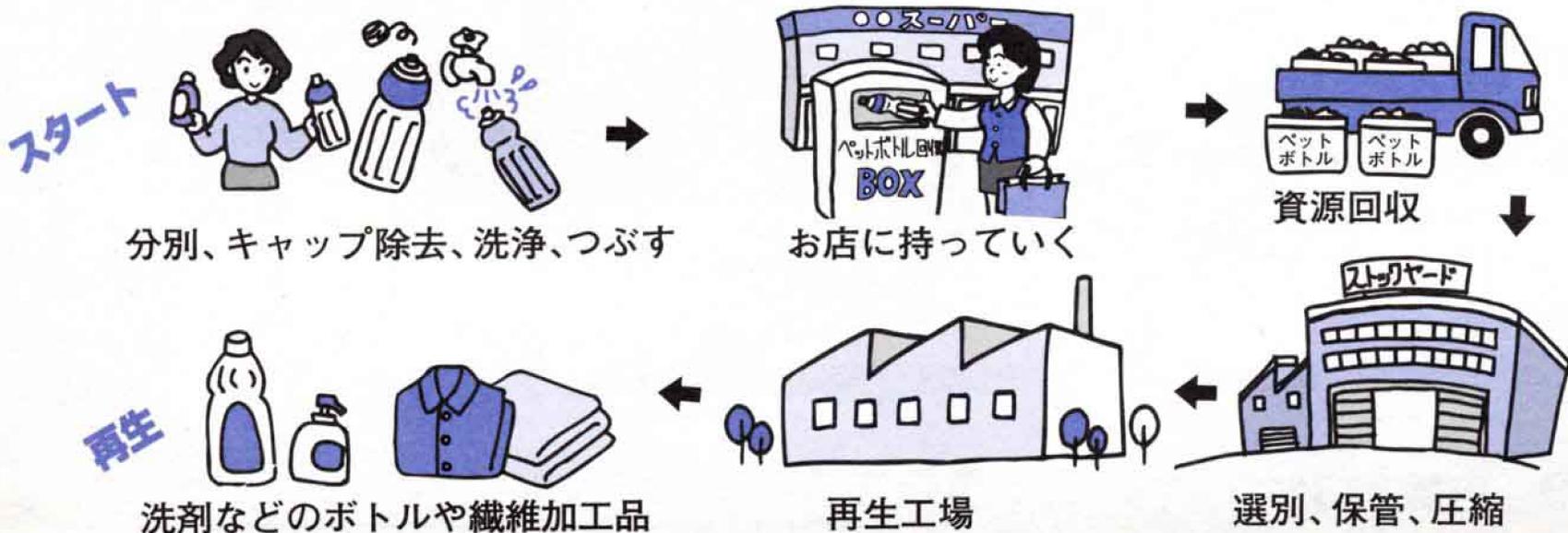
スーパー、大型店舗などの協力を得て、市内約五十か所のお店に「ペットボトル回収ボックス」を設置します。回収に協力していただける店舗については七月の回収スタートに向けて、現在協力をお願いしているところですが、決まり次第、広報紙、チラシなどでお知らせします。ペットボトルは洗って、つぶして出してください。

ペットボトルリサイクルの三つのポイント

- ① キャップを取る
- ② 中を洗う
- ③ つぶす（足で踏み程度）



ペットボトルが再生するまで





ペットボトル、繊維類の

7月1日から

4月1日から

繊維類の回収（四月一日から）

繊維類は 登録団体に回収

繊維類は、市に登録する団体で回収します。回収活動を行う団体は、四月から募集します。また、繊維類の回収量に応じて、市から報奨金を交付します。

●対象となる団体

市内に住所がある市民で組織する営利を目的としない団体。自治会や老人会、婦人会、子供会、学校のPTA、ボランティアグループ、友人などのでつくれた任意団体など

●回収できるもの

古着、古布などの繊維類

●報奨金の金額

回収量一キログラムにつき、五円（予定）

●団体登録から報奨金交付まで

①団体の登録

登録の申請書に必要事項を記入し、市へ登録します。

②報奨金交付の申請

繊維類を回収した登録団体は、直接引き取り業者に持っていきます。その際に計量表または買い上げ伝票をもらい、報奨金の交付申請書に添付して環境衛生課に提出します。

③報奨金の交付

市で申請の内容を審査し、報奨金を交付します。

※団体の登録、報奨金交付の申請にかかわる書類などを四月一日から環境衛生課で配布します。

繊維類の使い道

ウエス（回収繊維類全体の約四〇％）



工業用のぞうきんのことで、木綿製の衣類を四角に切ったものがウエスとして販売、輸出されます。

輸出（回収繊維類全体の約二五％）



そのまま再使用できる良質のものが海外へ輸出されます。災害時の救助物資としても輸出されます。

反毛材料（回収繊維類全体の約二〇％）



繊維くずにした衣類を紡いで糸状にしたもので、毛布や洋服生地、軍手、フェルトの原料になります。

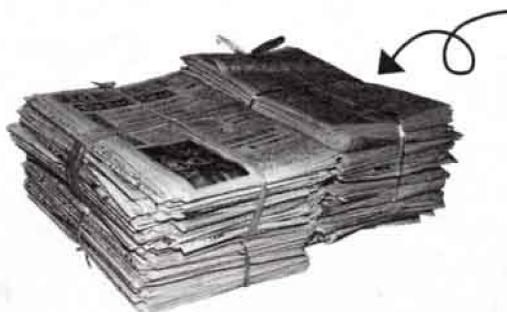
◎お願い◎

古紙を束ねるには、紙ひもの使用にご協力ください。

現在、古紙類などを束ねるのに使われている「ビニールひも」は、分別して焼却処理しています。しかし、「紙ひも」なら古紙類に混入しても一緒にリサイクルできます。

これからは、環境に優しい紙ひもを使用していただくようお願いします。

これからは、紙ひもで。



問い合わせ

環境衛生課

内線 二〇五五